

東近江市スポーツ施設野球場及びグラウンドの硬式野球利用取扱基準

令和5年3月1日

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、東近江市長山公園グラウンド及び東近江市蒲生運動公園野球場（以下「グラウンド等」という。）を硬式野球で利用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の制限)

第2条 硬式野球の利用において、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 試合
- (2) バッティングマシン等の機器を使用した練習
- (3) バッティング練習（シートバッティング、ケースバッティング、ハーフバッティング等の内野を超える飛距離を伴うもの）
- (4) ノック練習（外野守備の定位置を超える捕球練習及びクッションボール処理の練習をさせる打球を伴うもの）

(利用の条件)

第3条 利用者は、グラウンド等の利用に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 利用者は、監督及びコーチ等の監督責任者を立てるものとする。
- (2) 練習は、監督又はコーチ等の監督責任者の管理下で行うものとし、その者が不在のときは利用することができない。
- (3) 打球や送球が場外へ及ぶことがない練習内容を調整すること。
- (4) 利用者は、予め賠償責任保険に加入するものとし、仮に第三者に損害を与える事故が生じた場合には、利用者の責任において損害を賠償するなど問題の解決を図るとともに、直ちに施設管理者へ報告するものとする。
- (5) その他、市が指示する事項

(利用日時)

第4条 利用を許可する日時は、下記のとおりとする。

施設名	期 間	利用時間
長山公園グラウンド	5月から10月まで	午前9時から午後9時まで
	上記以外の月	午前9時から午後6時まで
蒲生運動公園野球場	通年	午前9時から午後6時まで

(利用申請の手続き)

第5条 利用申請の手続き（この条において「利用申請」という。）は、東近江市スポーツ施設条例（平成17年条例第123号）第3条に規定する手続きに加え、この取扱基準で定める誓約書を添付して、施設管理者へ提出するものとする。

2 利用申請については、東近江市長山公園グラウンドを利用する場合は、東近江市長山公園で、東近江市蒲生運動公園野球場を利用する場合は、東近江市蒲生体育館で行うものとする。

(利用許可の取消し)

第6条 各施設の施設管理者は、利用許可後において東近江市スポーツ施設条例（平成17年条例第123号）第5条第1項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき又は第4条に定める利用許可の条件が遵守されないと認められるときは、利用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けても、市及び施設管理者はその責めを負わないものとする。

(委任)

第7条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は、市が定める。

附 則

この取扱基準は、令和5年3月1日から施行する。

誓約書

施設管理者様

東近江市 長山公園グラウンド
蒲生運動公園野球場 の硬式野球での利用に当たり、次の誓約事項

を十分理解し、遵守することを誓約します。

- 1 試合の実施はもとより、実戦形式のシートバッティングやフリーバッティングなどの打撃練習は行いません。
- 2 バント練習については、構え方やボールの捉え方等の基本的な動作の習得など、ファウルチップが場外に及ばない内容に限ることとします。
- 3 守備練習でのノックによる飛球や暴投により、フェンス超えが生じることのないよう後方の距離の確保に注意します。捕手及び内・外野手のフェンス際での捕球練習、外野フェンスを使ったクッションボール処理練習は行いません。
- 4 利用開始に先立ち、必ずグラウンドの状況を確認した上で、必要に応じレーキ（トンボ）で不陸整正します。
また、利用後の整備については、終了時間までに後片付けやグラウンド整備を終えるようにします。
- 5 利用者は、賠償責任保険に加入をした上で、万一、第三者に損害を与える事故が生じた場合には、利用者の責任において損害を賠償するなど、問題の解決を図るとともに、直ちに施設管理者へ報告します。

令和 年 月 日

【利用者】

団体名 _____

代表者 _____

(連絡先) _____

監督責任者 _____

(連絡先) _____